

「燕 9 地区の農業の振興に関する計画の策定案に 対する意見書の提出について」

燕市告示第 3 2 2 号で公告の、燕 9 地区の農業の振興に関する計画の策定案について、燕市の住民は、令和 8 年 8 月 1 4 日（縦覧期間満了の日）までに、下記により燕市に意見書を提出することができます。

記

1 意見書の提出先及び問い合わせ先

燕市役所 産業振興部農政課

燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地

電 話 0 2 5 6 - 7 7 - 8 2 4 3

(問い合わせ用。電話による提出はできません。)

ファックス 0 2 5 6 - 7 7 - 8 5 0 4

E-mail nousei@city.tsubame.lg.jp

2 意見書の提出に当たっての注意事項

(1) 提出方法

前記 1 の窓口への持参又は郵送、インターネット、ファックスのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

(2) 意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

(3) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、職業を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。

(4) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人を識別する個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(5) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 4 4 年農林省令第 4 5 号）第 4 条の 5 第 1 項第 2 7 号の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告します。

(6) その他

燕 9 地区の農業の振興に関する計画の策定案以外に対して意見書の提出はできません。